

令和3年 第3回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和3年12月27日

愛知中部水道企業団議会

令和 3 年第 3 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3

第 1 号 (12月27日)

議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のために出席した者の職氏名	5
職務のために出席した職員の職氏名	6
開会の宣告	7
諸般の報告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
企業長あいさつ	8
議会運営委員会委員長の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
企業長あいさつ	19
閉会の宣告	20
署名議員	21

令和3年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月6日

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

1 期 日 令和3年12月27日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	青	木	亮	議員			
3 番	近	藤	善	人	議員	4 番	大	橋	ゆうすけ	議員			
5 番	白	井	え	り	子	議員	6 番	水	野	たかはる	議員		
7 番	小	嶋	立	夫	議員	8 番	塚	本	克	彦	議員		
9 番	加	藤	孝	久	議員	1 0 番	野	村	ひ	ろ	し	議員	
1 1 番	富	田	え	い	じ	議員	1 2 番	山	田	けん	たろう	議員	
1 3 番	近	藤	鑛	治	議員	1 4 番	國	府	田	さ	と	み	議員
1 5 番	中	野	ま	さ	ひろ	議員							

不応招議員（なし）

令和３年第３回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	白井 えり子	1 全国的に問題になっている水道管の老朽化問題、破損問題、補償の問題について企業団としてどのように検証されているのか。 2 水道水源環境保全基金の運用の現況と今後について 《質問要旨》 1 (1) 全国的に問題になっている水道管の老朽化の現況はどのようなか。 これまで老朽化による破損事故などはいかがか。その検証はどのようにされているのか。 (2) 財政的にも厳しい中どのように老朽化に対処していくのか。 A I を活用した漏水調査などの採用検討はいかがか。 (3) 水道管破損による浸水、断水など補償の問題はどのような状況か。 2 (1) 平成13年度から設置された水道水源環境保全基金は、これまでどのような事業に充てられてきたか。 窓口である木曽広域連合および豊田市とはどのような協議がされているのか。 (2) 令和2年度において木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業は交付率55.5%であり、監査委員さんからは協定の見直しなど厳しい指摘がされているが検証はどのように行い、今後どのようにされるのか。

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

令和3年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和3年12月27日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第6号 愛知中部水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第7 議案第7号 愛知中部水道企業団水道事業会計利益積立金の目的外使用について

日程第8 議案第8号 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて

出席議員（15名）

1番 服部 龍一 議員	2番 青木 亮 議員
3番 近藤 善人 議員	4番 大橋 ゆうすけ 議員
5番 白井 えり子 議員	6番 水野 たかはる 議員
7番 小嶋 立夫 議員	8番 塚本 克彦 議員
9番 加藤 孝久 議員	10番 野村 ひろし 議員
11番 富田 えいじ 議員	12番 山田 けんたろう 議員
13番 近藤 鑛治 議員	14番 國府田 さとみ 議員
15番 中野 まさひろ 議員	

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小 浮 正 典 君	副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君
副 企 業 長	小 山 祐 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君
副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	局 長	水 野 雅 也 君

次長（総括）	相 羽 毅 君	次長（管理）	山 田 紀 夫 君
次長（営業）	小 島 千 明 君	次長（技術）	高 津 桂 一 君
専門監兼建設課長	鈴 木 由紀夫 君	専門監兼配水課長	谷 澤 英 一 君
総 務 課 長	近 藤 隆 徳 君	経営企画課長	上 村 知 由 君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部局長 書記	山 田 浩 司 君	経営企画課主幹	白 井 淳 君
管財検査課課長補佐	宮 木 智 彦 君	豊明市下水道課長	近 藤 潔 君
日進市都市整備部 次長兼下水道課長	岡 部 功 君	みよし市 下水道課長	原 田 恭 光 君
長久手市 下水道課長	古 橋 剛 君	東郷町下水道課長	中 川 正 康 君

◎開会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 令和３年第３回愛知中部水道企業団議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ３議案でございます。

慎重なるご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は１５名で、議員定足数に達しておりますので、よって、令和３年第３回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 ２時００分）

◎諸般の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和３年度６月分から令和３年度１０月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（塚本克彦議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚本克彦議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） 日程第1、企業長より挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年も残り僅かとなりましたが、今年を振り返りますと、最も強く印象に残っているのが、10月に和歌山市で起きた水管橋の崩落事故であります。

この事故では、同市の約4割に当たる約13万8,000人、6万戸が断水するという大きな被害が発生し、断水が長期化することも懸念されましたが、市役所職員、関係機関、工事業者などの懸命の努力により、崩落から1週間余りで断水を解消しました。

また、この間、日本水道協会を通じて、水道事業体へ応援要請が行われ、他の機関も含めると、連日100台を超える給水車により応急給水が行われました。迅速な復旧対応と応急給水に改めて水道関係者の強固な連携・支援体制を実感したところでございます。

さらに、同月には首都圏で震度5強を観測する地震が発生し、千葉県内の水管橋で経年劣化した接続部分から水が噴き出す事故が起き、改めて施設の老朽化が全国の水道事業において抱える深刻な課題となっていることを認識させられました。

本企業団におきましても、施設の老朽化が一因となり事故が起きるリスクは同様に抱えております。そのため、今回の事故を教訓に、老朽管路の更新と併せ、管路以外の施設におきましても、あらゆるリスクを想定し、巡視、点検、修繕を行い、予防保全に努めてまいります。

さて、今年度の各種事業につきましては、現在計画に沿って順調に進んでおり、また、経営面につきましては、主要財源であります料金収入につきましては、予算並みに確保できるものと見込んでおります。

本日、定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ3件でございます。

慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○議長（塚本克彦議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

3番、近藤善人議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（近藤善人議員） それでは、議会運営委員会委員長報告をいたします。議長よりご指名がありましたので、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、11月30日午後4時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。11月30日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第6号 愛知中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてはじめ3件でございます。議案につきましては、1議案毎に、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては1名、議案質疑につきましては事前通告がございませんでしたので、一般質問の取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（塚本克彦議員） ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本克彦議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、6番、水野たかはる議員、12番、山田けんたろう議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本克彦議員） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（塚本克彦議員） 日程第５、一般質問を行います。

一般質問について通告がありましたので、発言を許します。

５番、白井えり子議員。

○５番（白井えり子議員） ５番、白井えり子。

通告に従い、一般質問を行います。

初めに、企業団管内給水人口約３３万人弱、水道使用量は、今回の企業団広報によりますと、元年度統計では各家庭で１人が１日に使う水道水は２２０リットルと発表されています。人々の命と暮らしに不可欠な水道水提供のために、企業団の皆様が昼夜ご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

それでは、１項目めの１点目に入ります。

ただいま、企業長のご挨拶にもございましたが、今年は水道事業に関わる案件の報道が大変目につきます。

令和３年１０月３日に和歌山市で水道用の橋が崩落し、一時６万世帯で断水が発生、同年１０月７日の夜に首都圏を襲った地震により水道管に大影響を及ぼし、東京、埼玉、千葉で数か所の漏水が起きました。マンホールから水が勢いよく噴き出す映像は今も記憶に新しいところです。

原因についてはっきりはしませんが、水道管の老朽化とも言われています。高度成長期に整備された水道管が多く、５０年以上がたち、老朽化が顕著になってきました。水道管の法定耐用年数は４０年とされていますが、埋められている土壌によって老朽化の状況は著しく違うと思われ、大規模災害時の断水が長期化するリスクも厚生労働省から報告されています。

このように、改めて全国的に問題になっている水道管の老朽化問題ですが、企業団管内の現況はどのようでしょうか。これまで水道管の老朽化による破損事故はどのくらい起きているのでしょうか。また、その検証はどのようにされているのかお聞きします。

次に、２点目です。

企業団の財政的にも厳しい中ですが、どのように老朽化に対処していかれるのでしょうか。

最近特に注目を浴びているＡＩを活用した漏水調査などの採用の検討はいかがでしょうか。

現在は、熟練技術者の方が漏水探知機などを使い調査をされていますが、水道管の種類、埋められている深さなど、大変な状況もあると聞きます。

お隣の豊田市が、昨年から衛星データをＡＩで解析するシステムを取り入れ、従来の調査方法では５年かかる作業を７か月程度で完了できたとの報告があります。

今後、費用対効果も含め、検討する必要があるのではないのでしょうか。

次、３点目です。

水道管破裂による浸水、断水などによる補償の問題ですが、全国的には複数の自治体などで、水道管破裂事故により、飲食店や美容院など、営業補償など発生した事例が報告されています。こうした営業補償など、どのようになるのでしょうか。

次に、２項目めの１点目です。

この問題はこれまでも度々議会で取り上げられてきましたが、平成１３年度に設置された水道水源環境保全基金、通称１トン１円基金がつくられるときに、私も企業団議員として関わり、上流・下流域の関係者の皆様の熱い思いを昨日のように思い出します。このことから、この基金がその後有効に使われているかどうか、大変気になっていました。

これまでどのような事業に充てられてきたのでしょうか。窓口である木曽広域連合及び豊田市とはどのような協議がされているのでしょうか。

２点目です。

令和２年度の決算値では、木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業の交付率が５５．５％となっており、監査委員さんからは、協定の見直しなど厳しい指摘がされています。

改めて「水源の森」森林整備協定を見てみますと、目的として、森林法１０条の１３の趣旨により、上流と下流の自治体が共同して木曽川の水源地域における森林整備を促進し、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能を高め、水資源の確保に努めることにより、健全な水循環型社会の構築を図ることを目的とするとあります。

事業内容は、森林整備の促進、関係する諸活動とあり、有効期間は平成４５年３月３１日、令和に直しますと１５年の３月３１日ですが、これまでの３０年間、いずれからも申出がない場合はさらに３０年間延長するものとあります。

よい水のために森を育てるにはゆったりとした時間が必要です。検証はどのように行い、今後どのようにされるのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津でございます。

私のほうからは、2項目ある質問のうち、1項目めについてお答えさせていただきます。

まず1点目の、全国的に問題になっている水道管の老朽化の状況はどのようなか、これまで老朽化による破損事故などはいかがか、その検証はどのようにされているかについてお答えさせていただきます。

水道管の老朽化の現況でございますが、給水人口30万人以上の類似団体との比較で、令和元年度の管路経年化率は、本企業団では24.87%、類似団体平均では22.41%で平均を上回り、管路経年化率は今後も上昇していくことが予想されています。

そして、破損事故の原因の多くは老朽化によるもので、破損事故の件数は、平成30年度が138件、令和元年度は107件、令和2年度は70件発生しております。

事故の件数は年々減少傾向を示しているところでございますが、今後も増えていく老朽管路に対して、令和3年度からの第2次水道施設整備計画におきまして、管路更新を進め、破損事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、財政的にも厳しい中、どのように老朽化に対応していくのか、AIを活用した漏水調査などの採用検討についてお答えさせていただきます。

老朽化の対応についてでございますが、水道管路の漏水調査業務、管路施設点検業務を今後も継続的に実施し、漏水の早期発見、早期修理に努めてまいりますとともに、老朽管路の更新を計画的に進めていきます。

また、AIを活用した漏水調査などの採用検討につきましては、全国の水道事業体並びに関連業界等の動向を踏まえ、今後も情報を入手していきたいと考えております。

次に3点目の、水道管破損による浸水、断水など、補償の問題はどのような状況かについてお答えさせていただきます。

水道管破損事故により損害を与えた場合、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損失を、保険金として本企業団が加入する水道賠償責任保険の範囲内で補償対応して支払う場合があります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

2項目めは、私のほうからお答えさせていただきます。

初めに、1点目の水道水源環境保全基金はこれまでどのような事業に充てられてきたかに

ついてでございますが、木曽川、矢作川とも、事業のメインは森林整備事業でございます。さらに、木曽川では、森林整備事業のほかに、ボランティアリーダーの育成など、環境整備の促進事業や管内住民による間伐、植樹などの交流事業にも充てられております。

また、木曽広域連合及び豊田市との協議についてでございますが、木曽広域連合や豊田市を通じて、森林整備事業の進捗状況等の確認を行っておりまして、特に木曽広域連合とは、基金の上下流の負担割合や事業計画における年間目標面積の縮小、期間の延長、対象事業の拡大、事業費の枠などを協議し、見直しを行ってまいりました。

次に、２点目、木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業の令和２年度交付率５５．５％の検証についてでございますが、令和２年度の助成金交付率が約半分となった要因でございますが、過去の答弁にもございますように、国の補助金交付の方向転換、県の検査体制の厳格化など外的要因に加え、林業の人員不足、整備場所の奥地化、所有者不明林の増加などの内的要因、さらに、令和２年度では、新型コロナウイルス感染症の影響で流通が停滞し、価格が落ち込み、森林所有者が伐採を希望しなかったことが新たな要因であるとの報告を受けております。

今後につきましては、木曽広域連合と現事業計画の問題点を検証し、令和７年度以降の新たな計画について協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○５番（白井えり子議員） ５番、白井えり子。

それでは、再質問をお願いいたします。

質問事項の１項目めです。

破損事故の原因の多くを占める老朽管の破損事故の件数は年ごとに減少しており、企業団の日頃の取組成果が出ていると評価するものです。

それでは、１点目です。

老朽化による水道管破損事故で、厚生労働省が届出を求めている１００戸以上に被害が及んだ事例はあるでしょうか。

次に、３点目の再質問です。

法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損失を、保険金として企業団が加入する水道損害賠償責任保険として補償対応するとのことですが、愛知中部水道企業団給水条例の第１１条第３項では、給水の制限または停止のため損害を生ずることがあっても、企業団はそ

の責を負わないとされています。

例えば、老朽化による水道管破損の場合、断水や濁り水による営業店の営業補償等はどうに対応していただけるのでしょうか。また、営業補償をした事例があればお答えください。

質問事項の2項目めです。

水道水源環境保全基金の運用については、現在のこうした現状の中では、活路が開けることは大変難しいと感じました。

2点目の再質問です。

木曾川「水源の森」森林整備協定造林事業においては、令和6年まで現状の計画に沿うしかないのでしょうか。その上で、令和7年からは新たな計画に沿っていくということでしょうか。基金が設立されて年月がたつ中、この状況を見ますと、現在の仕組み、補助の使途など、現地の要望に沿えないのではないのでしょうか。国、県の枠にかなり縛られる現状の中では、新たな補助体制を考えるべきではないのでしょうか。

県内では、水道水源保全基金、水道事業基金を持つところが企業団を含めて4団体あります。どの団体も苦労しながらも、本来の出発点に戻り、補助をしているところもあります。他の団体の調査なども含め、企業団独自の補助体制をお考えになってはいかがでしょうか。

以上、再質問お願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 私のほうからは、1項目め、1点目、3点目の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、1項目め、1点目、老朽化による水道管破損事故で、厚生労働省が届出を求めている100戸以上の被害が及んだ事例はありますかについてでございますが、過去5年間では老朽化による水道管破損事故で100戸以上の被害が及んだ事例はございません。

次に、3点目の老朽化による水道管破損の場合、断水や濁り水による営業店の営業補償はどのように対応していただけるのでしょうか。また、営業補償した事例についてお答えさせていただきます。

愛知中部水道企業団給水条例第11条第3項では、給水の制限または停止のため損害を生ずることがあっても、企業団はその責を負わないこととなっておりますが、議員のご質問の老朽化による水道管破損で濁り水が発生したために営業店が営業不能となった場合、損害賠償責任が生じたときは保険請求することとなります。

また、過去５年間では、老朽化による水道管破損に伴う濁り水による営業補償をした事例はございません。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 私のほうから、２項目め、２点目の再質問についてお答えさせていただきます。

初めに、令和６年度までは現状の計画に沿うしかないのかについてでございますが、令和６年度までは現状の計画に沿って進めていくことが上下流の共通の認識となっております。

しかしながら、木曽川の森林整備協定は、平成１５年に締結し、３０年にわたり森林整備に係る上下流の役割を定め、本企業団は協定に基づき基金を積み立てて、水源涵養の助成金等の事業支援を行っておりますが、議員のご指摘のとおり、長期計画の中で国の補助金制度をはじめ、森林整備を取り巻く状況に変化が起き、基金の交付率が落ち込んでいることは危惧しておりまして、新たな方策の必要性について認識をしているところでございます。

また、新たな独自の補助体制についてでございますが、本企業団の県をまたいだ上流域と下流域が共同して行う取組は県内でも例を見ない活動であります。事業を進めるにあたっては上流域によるところが多く、そのような中で、新たな方策として木曽広域連合から、これまでの国、県の補助事業に加え、町村単独事業への基金投入案が提案されておりますので、この提案が新たな独自の補助体制となるものか、上下流双方で調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、５番、白井えり子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第６、議案第６号 愛知中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第６号 愛知中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を

改正する条例について、ご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、宣誓書への押印を廃止するなどのため、条例の一部を改めるものでございます。

改正内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

改正内容といたしましては、条例第2条中、「、企業長又は企業長の定める上級の職員の面前において」を削り、「宣誓書に署名してから」を「宣誓書を企業長に提出してから」に改め、別記様式、宣誓書中の「印」を削るものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第6号について、質疑の通告はありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第7、議案第7号 愛知中部水道企業団水道事業会計利益積立金の目的外使用についてを議題とします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

水野局長。

○局長（水野雅也君） 局長の水野でございます。よろしくお願いいたします。

議案第7号 愛知中部水道企業団水道事業会計利益積立金の目的外使用について、ご説明をいたします。

この案を提出するのは、欠損金を補てんするために、利益積立金として確保している資金の有効活用を図るために必要があるからでございます。

利益積立金は、改正前の地方公営企業法の規定により積み立てたものであり、残高として7,200万円ございますが、将来にわたり欠損金が生じる見込みがないことから、これを取り崩し、建設改良費の財源として目的外使用するものでございます。

つきましては、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第7号について、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第8、議案第8号 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

水野局長。

○局長（水野雅也君） 議案第8号 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

当初予算第4条の資本的収入の補正を行うものでございます。

資本的収入の補正でございますが、愛知県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱に基づく補助金を、愛知県に対して5,137万円を当初予算に計上したところ、満額の交付が決定しておりましたが、対象工事において、合計896万5,000円の追加要望を行ったところ、交付決定されたため、増額補正するものでございます。

これに併せまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条資本的収入及び支出の補正として、収入の第1款資本的収入を896万5,000円増額し、11億124万5,000円とするもので、内容は、第2項県補助金を同額の896万5,000円増額し、6,033万5,000円とするものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第4条、本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32億5,241万2,000円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1億8,500万円、利益積立金の目的外使用額7,200万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億6,367万5,000円、過年度分損益勘定留保資金16億3,131万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金10億9,042万1,000円で補てんするものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

令和3年12月27日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第8号について、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました議案につきましては、慎重なるご審議をいただき、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

本企業団の使命は、安全で安心な水を安定的に供給することであり、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるよう、施設の更新、耐震化といった取組を今後も積極的に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、今年も残すところ僅かとなり、何かと慌ただしいこの頃でございます。また、寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員の皆様におかれましては、十分ご自愛をいただき、ますますご活躍されることをご期待申し上げます。

オミクロン株の感染拡大懸念など、依然として新型コロナウイルスの脅威が続いておりますけれども、新しい年が皆様にとりまして希望の年となりますようご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（塚本克彦議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時36分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年 12月 27日

議 長 塚 本 克 彦

署 名 議 員 水 野 た か は る

署 名 議 員 山 田 けんたろう